差別事例分析表

住宅分野

１「障がいを理由とした差別的取扱い（※正当な理由に基づく場合でないもの）」と考えられる募集事例

〇障がいを理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び「それを実施する上での課題」など
146	記載なし	【事例 3】アパートを借りる時、目が不自由ということで、家主から入居を断られた。	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③住宅関係者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する	【川崎委員】 ・（仮称）差別解消推進員及び（仮称）差別解消推進委員会のようなものを設置し、市民・事業者への啓発と相談支援を行う。　役割は、啓発・理解促進という「差別の未然防止」にウェイトをおいた活動を想定している。事後対応策の例に挙げられている「相談・紛争解決機関」設置との重複があるため、統合した一体のものとするか、別ものとするなら役割分担の明確化が課題となる。「差別解消の推進」を担う人材の確保（育成を含め）が重要な課題である。他の差別問題との関係性の整理などが必要である。 ・条例に「社会的障壁の除去や軽減に向けた取り組みの推進及び連携の働きかけ」という項目を盛り込み、全国的な取り組みを先導することにより、市民が誇りとできるような「まちづくり」につなげる。　イメージとしては、政令市や都道府県を主体として、例えば「社会的障壁の除去や軽減を図るツール（先端技術を活用した機器やソフトウェアなど）」の開発や提供などに共同で取り組むことを、他都市や都道府県に働きかけ、さらには、国や企業をも巻き込めれば、大きな力となり、実現可能なことが広がる。その広がりと働きかけの連続性は、それを「発信する新潟市」市民の誇りともなり、「障がいの理解」、「障がい者理解」の推進力となることを期待するものである。ほかにも、共同で取り組むこととしては、マスコミ活用（ＣＭを含め）などもあろう。
			事後対応策	④相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	
147	記載なし	【事例 2】探した物件は，当初保証人不要と言っていたのに最終的には保証人が必要になった。	未然防止策	上記①②③と同じ	番号 146【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記④と同じ	

※正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

・　建物の構造上やむを得ないと認められる場合。
（例）　アパートの構造上、車いすでは中に入ることができないため、賃貸契約の申込みに応じられなかった場合。（建物の改修について退去時の原状回復義務を前提に承認することができないか検討することが求められる）

・　障がいのない人との異なる取扱いに科学的な根拠に基づく理由がある場合。
（例）　障がいのある人の障がい特性と災害時における避難方法を考慮して、賃貸する部屋を避難経路の近くにした場合。

２「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの）」と考えられる事例

事例なし

３「その他」の募集事例

（１）制度やサービスの改善に関する意見

【事例 1】身体に障がいがあり、住宅の改造について、国民年金だけでは支払いができない。（肢体不自由／75 歳／男性／西区）

【事例 5】一人暮らしをしようと思うが、保証人になる人がいない。公の（団地）などもっと楽に生活できるようにして欲しい。

（２）障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

事例なし

（３）その他

【事例2】利用できる賃貸アパートが極めて少ない。

地域（ドクターに近い所）＆1階＆7畳以上（ベッド、車イス、移乗器、訪問入浴の風呂桶を置けるスペースとして）の物件に絞り込み、不動産屋さんに電話して部屋内を車イスで使って利用してよいか大家さんに聞いてもらってＯＫが出たのは3件（ＯＫ3件得るまでにＮＧは11件ありました。）

直接 3 件を見学に行ったところ、1 件目は部屋の入り口の近くに 2 階への階段があって断念、2 件目はドアの取付方向がまずく私の電動車イスでは方向変えが無理で断念。バリアフリーと称している物件も入り口が狭くて入れずでした。

【事例4】アパートを借りるとき、生活保護受給者は駄目と何件も断られた。